

平成 28 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
3. 特定資産の買換特例(圧縮記帳制度) 関係法令	船舶から船舶(譲渡差益の80%を圧縮記帳) 買換え資産(船舶)に対して新造船・中古船とも環境負荷低減型の設備要件あり 買換えた船舶の船齢が譲渡した船舶の船齢を下回っていること H26 年度税制改正の結果、上記に加え次の要件追加 外航船舶(買換資産) 次の船舶はバラスト水処理装置を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ H27.1.1 以降に建造契約する新造船 ・ H27.1.1 以降に取得する中古船 内航船舶(買換資産) 次の環境負荷低減型の環境設備を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機関又は推進装置 ・ LED 照明器具 ・ 船舶自動識別装置 ・ サイドスラスター (2,000G/T 未満 選択項目、2,000GT 以上 必須) 内外航共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外 (参考) 作業船も新規適用 譲渡資産: 船齢 45 年以上除外 買換資産: 船齢 耐用年数以内 主機関に NOx 放出量削減型主機関の設置	平 26.4.1～平 29.3.31
4. 中小企業投資促進税制 (中小企業による機械装置等の取得に係る特例)	取得価額×30/100の特別償却又は取得価額×7/100の税額控除 (資本金1億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金3,000万円以下の法人のみ) 1)機械装置 …(取得価額160万円以上)(リース費用総額210万円以上) 2)電子計算機等及び一定のソフトウェア …(取得価額120万円以上)(リース費用総額160万円以上) 3)船舶(内航貨物船) …(基準取得価額=取得価額×75%) 4)トラック車両 …(車両総重量3.5トン以上)	平 26.4.1～平 29.3.31
5. 特定外国子会社等の所得の合算課税	特定の外国子会社等の留保所得のうち、親会社(内国法人)の持ち分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税する。	
6. 登録免許税の課税の特例 関係法令	軽減後の税率(本則 4/1000) (1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得をする国際船舶(中古船)の所有権の保存登記…船舶価額の 3.5/1000 (2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記…債権金額又は極度金額の 3.5/1000 H28 年度税制改正の結果、次の条件を満たすものが対象 対象船舶: ・新造船 ・中古船(従来の船齢制限を撤廃) 要件等: ① 新造船、中古船ともに 10,000G/T 以上 ② 中古船は寄港国検査(ポートステートコントロール)による拘留履歴がないこと	平 28.4.1～平 30.3.31
7. 特別修繕準備金	修繕費用×事業年度の月数/60 か月×3/4	

